

令和7年第1回大玉村議会定例会会議録

第1日 令和7年3月4日（火曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 館下 憲一	2番 渡邊 初治	3番 菅原 貴子
4番 渡邊 啓子	5番 斎藤 信一	6番 松本 昇
7番 本多 保夫	8番 佐原 佐百合	9番 鈴木 康広
10番 須藤 軍蔵	11番 武田 悦子	12番 押山 義則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村長	押山 利一	副村長	武田 正男
教育長	渡辺 敏弘	総務部長 兼総務課長	押山 正弘
住民福祉部長	作田 純一	産業建設部長	菅野 昭裕
政策推進課長	鈴木 真一	税務課長	菊地 健
住民生活課長	後藤 隆	健康福祉課長	安田 春好
産業課長	藤田 良男	建設課長	杉原 仁
環境保全課長	伊藤 寿夫	会計管理者 兼出納室長	菊地 美和
教育総務課長	橋本 哲夫	生涯学習課長	渡辺 雅彦
農業委員会 事務局 長	神野藤 浩和		

4. 本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

行政報告

議案の一括上程（議案第1号から議案第43号）

議案第 1号 令和6年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（1月専決）

議案第 2号 大玉村企業版ふるさと納税基金条例の制定について

議案第 3号 大玉村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

議案第 4号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例について

議案第 5号 大玉村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正

- する条例について
- 議案第 6 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議案第 7 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 議案第 8 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 議案第 10 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 大玉村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改
正する条例について
- 議案第 12 号 英語指導を行う外国青年の報酬等に関する条例の一部を改正す
る条例について
- 議案第 13 号 大玉村部設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 大玉村情報公開等審査会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15 号 大玉村青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例につ
いて
- 議案第 16 号 大玉村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 大玉村健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例に
ついて
- 議案第 18 号 大玉村上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条
例について
- 議案第 19 号 大玉村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部
を改正する条例について
- 議案第 20 号 大玉村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条
例について
- 議案第 21 号 大玉村個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する
条例について
- 議案第 22 号 大玉村行政不服審査会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 23 号 大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例について
- 議案第 24 号 大玉村ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正
する条例について
- 議案第 25 号 大玉村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 議案第 26 号 大玉村水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 27 号 アットホームおおたま及びあだたらの里おおたま観光レクリエ

ーション施設における指定管理者の指定について

- 議案第28号 令和6年度大玉村一般会計補正予算について
- 議案第29号 令和6年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第30号 令和6年度大玉村土地取得特別会計補正予算について
- 議案第31号 令和6年度大玉村介護保険特別会計補正予算について
- 議案第32号 令和6年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第33号 令和7年度大玉村一般会計予算について
- 議案第34号 令和7年度大玉村国民健康保険特別会計予算について
- 議案第35号 令和7年度大玉村玉井財産区特別会計予算について
- 議案第36号 令和7年度大玉村土地取得特別会計予算について
- 議案第37号 令和7年度大玉村介護保険特別会計予算について
- 議案第38号 令和7年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第39号 令和7年度大玉村水道事業会計予算について
- 議案第40号 令和7年度大玉村農業集落排水事業会計予算について
- 議案第41号 大玉村教育委員会教育長の任命について
- 議案第42号 大玉村固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 議案第43号 区長及び区長代理の委嘱について

施政方針並びに提案理由の説明

請願・陳情について（委員会付託）

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、三瓶隆弘、牧野敏雄

会 議 の 経 過

○議長（押山義則） 皆さん、おはようございます。3月定例会が招集されましたところ、出席ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は、12名全員であります。定足数に達しておりますので、令和7年第1回大玉村議会定例会を開会いたします。

なお、業務の都合により、併任書記、三瓶隆弘君から午前中欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） これより本日の会議を開きます。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番渡邊啓子君、5番斎藤信一君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。10番。

○議会運営委員会委員長（須藤軍蔵） おはようございます。

令和7年第1回3月定例会に当たりましては、さきの閉会中の継続調査といたしておりました今期定例会の会期日程等について、去る2月28日午前9時より第1委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、調査をいたしましたので、その経過と結果について、以下、ご報告を申し上げます。

委員会は、議長出席の下、全委員出席、さらに当局から総務部長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び会議日程等について、次のように決定いたしました。

今期定例会に提出されます事件は、村長提出の議案43件で、その内容は、専決処分1件、条例制定案2件、条例廃止案1件、条例改正案22件、補正予算案5件、当初予算案8件、人事案件3件及びその他1件、合わせて43件であります。

以上のことから、会期につきましては、本日3月4日から17日までの14日間と決定いたしました。

また、会期日程、会議区分及び議事内容については、

本日 4日 本会議 村長の行政報告、議案の一括上程、施政方針並びに提案理由の説明、請願・陳情の委員会付託、委員会

3月 5日 議案調査のため休会

3月 6日 本会議 一般質問 6名

3月 7日 本会議 一般質問 2名、議案第1号から議案第27号までの議案審

議

3月 8日 休会

3月 9日 休会

3月10日 本会議 令和7年度予算議案に対する総括質疑、令和7年度予算議案の委員会付託、委員会

3月11日 委員会（付託事件の審査）

3月12日 委員会（付託事件の審査）

3月13日 大玉中学校卒業式のため午前中休会
午後 委員会（付託事件の審査）

3月14日 午前 委員会（付託事件の審査）

3月15日 休会

3月16日 休会

3月17日 本会議 議案第28号から議案第43号までの議案審議、付託事件の委員長審査報告、審議、閉会中の継続調査申出

という日程で行います。

なお、3月10日の総括質疑は、令和7年度予算議案に対しての質疑です。先例により、質疑は、原則、自ら所属する常任委員会の予算項目以外の質疑内容とし、予算書のページ数を明らかにし、議題に供された内容とするよう申合せをしたとおりで、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上のように、委員会として全委員一致をもって決定をいたしましたので、何とぞご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます、報告といたします。

○議長（押山義則） お諮りいたします。

会期日程等については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、会期日程については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、定期監査の報告について、例月出納検査の報告について、今定例会までに受理した請願・陳情の報告について、説明員の報告についてであり、内容は配付しました報告書のとおりですので、配付をもって報告に代えさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第4、村長より行政報告を求めます。村長。

○村長（押山利一） ご苦労さまでございます。

本日、第1回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かと

ご多忙の中ご出席を賜り、提出案件のご審議を賜りますこと感謝を申し上げます。

今次定例会に当たり、現時点における本年度の事務事業につきましては、お手元に配付の別紙をもって行政報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（押山義則） 行政報告が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第5、議案第1号から議案第43号まで一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（牧野敏雄） 別紙議案書により朗読。

○議長（押山義則） 事務局職員の朗読が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第6、村長より施政方針並びに提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） 本日、第1回村議会定例会の開催に当たり、ご提案申し上げました議案の説明に先立ち、令和7年度の村政運営に関する私の所見の一端と重点事務事業についての基本的な施策方針を申し上げ、村民の皆様をはじめ議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

東京電力福島第一原子力発電所事故から今月で14年が経過します。既に開始されているALPS処理水の海洋放出や、汚染水を貯蔵していたタンクの一部解体作業が開始されることから、さらなる福島の復興に向けた風評対策の強化など、引き続き関係機関と共に国に対して強く要望してまいります。

まずは、社会生活や経済活動に大きな影響を及ぼしている燃油高騰及び物価高騰等に関しては、国・県の動向を注視し、村が行うべき各種支援策について、引き続き必要な対策を講じてまいります。

また、令和3年度に策定された第5次大玉村総合振興計画に基づき、10年、20年後も自立する村づくりのための各種施策に引き続き取り組んでまいります。

令和6年度において執行された主な事業は、各種住宅取得支援補助制度などによる定住人口増加対策、持続可能な農業支援、健康長寿の村づくり、交通手段確保を図るためのデマンドタクシー運行、保育料の完全無償化の継続、ICT教育の推進等であります。

新年度においても、新たに小中学校給食費の無償化などの子育て支援や産業振興策、高齢化対策をさらに強化し、大玉村のポテンシャルをさらに高め、人口維持に取り組んでまいります。

令和7年度は、大山村と玉井村が昭和30年3月31日に合併して大玉村となって70周年となります。また、マチュピチュ村との友好都市締結10周年、さらには、日本で最も美しい村連合加盟10周年、大玉中学校統合50周年などの記念すべき年となりますので、皆様方に参加をいただきまして記念事業を行ってまいります。

また、交通の利便性を高めるとともに、企業誘致や住宅誘導など、村活性化のため令和3年度に着手したスマートインターチェンジ設置については、昨年、その必要性

が認められ国による箇所付けが行われ、本年秋の事業化に向けて引き続き取り組んでまいります。

また、子育て支援センターと大山公民館に代わる住民交流センターを兼ねた複合施設建設を進めてまいります。

あわせて、産業振興センター（直売所等）周辺の再整備の検討を進めるとともに、再エネ・アグリプロジェクトの実効性を高めるため、関係機関と協議を進めてまいります。

これらの中長期的な計画の推進と財源確保のための都市計画マスタープランの見直しと立地適正化計画を策定したところであります。

次に、農業を取り巻く各種課題に対応した農業振興公社の取組強化を図り、基幹産業である農業と本村の重要な資源である景観を守り、後世に伝えてまいります。

村の収益施設の指定管理者であるおおたま村づくり株式会社への支援を強化し、直売所やお食事処たまちゃんなどの村内外の結節拠点としての機能強化を図ってまいります。

また、全国的に宿泊業や飲食業の経営不振やスタッフ不足が続く中、アットホームおおたまの営業形態の見直しを進め、温泉保養施設としての機能強化を図ってまいります。

今後も、より多くの皆様方のご意見やご要望をお聞きし、「村民に日本一近い村政」を念頭に、村民が主役の「住んで良かったと思える村づくり」の実現に向けて全力を尽くしてまいります。

以上、申しあげました基本姿勢を踏まえ、新年度予算執行のため計画しました主な重点事務事業については、各部・課ごとに順次、担当課長より説明を申し上げます。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 総務部総務課関係について申し上げます。

職員の専門的知識の習得と能力の向上を図るため、財団法人ふくしま自治研修センターへの研修派遣や、こおりやま広域連携中枢都市圏などが主催する研修会・講習会に積極的に派遣してまいります。

長引く物価高騰や少子高齢化の影響により、今後も行政需要が増加していくことが見込まれる中、各種事務事業に取り組む際には財源の確保に取り組むほか、スクラップ・アンド・ビルドの取組により事務事業の見直しを進めてまいります。

次年度も、引き続き厳しい財政状況にありますが、第5次大玉村総合振興計画に基づき、各種施策を積極的に推進するため、安定した各種行政サービスを継続しながら、小さな自治体ならではのスケールメリットを生かすことで、最少の経費で最大の効果を上げることが念頭に、健全財政の維持に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 続きまして、総務部政策推進課関係について申し上げます。

令和3年度を初年度とする向こう10年間の第5次大玉村総合振興計画が策定され

てから5年目となり、引き続き「安心・安定のむらづくり」のため、各種事業の着実な執行と、「住みたくなる村づくり」、「住んでよかったと思えるような村づくり」のため施策の調査・研究等を積極的に進め、具体的施策を推進します。

また、第5次大玉村総合振興計画における前期基本計画が令和7年度に最終年度となることから、見直し作業を進めてまいります。

また、併せて策定をした第2期大玉村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく地方創生の取組を推進し、計画・実施・評価・改善による効果を検証し、その後につなげていくPDCAサイクルでのマネジメント手法を取り入れて、人口増加や東京一極集中是正等のため引き続き推進してまいりますとともに、本戦略が令和7年度に最終年度を迎えることから、第3期戦略の策定を進めてまいります。

定住人口増加対策につきましては、村の最重点事業と位置づけ、SDGsの推進、子育て支援、健康長寿・保健・福祉・教育の充実、企業立地など産業振興も視野に入れ、各課との横の連携を図りながら諸施策に取り組んでまいります。

公共交通システムにつきましては、令和6年12月17日よりAIを活用した予約・配車システムを導入し、利便性の向上に努めております。また、朝夕の大玉村通勤通学バスにつきましては、利用者の少ない朝1便目と夕方2便目を廃止するとともに、大山コースの新設について実証運行を行ってまいります。

村の木材を使用して建設予定の、大山公民館に代わる村民の交流の場と子育て支援を目的とした複合施設（仮称）子育て支援センターにつきましては、国土交通省の都市構造再編集中支援事業補助金を活用し建設すべく、本年度につきましては、建物の実施設計と敷地造成の設計等を進めてまいります。

日本で最も美しい村連合に関する事業については、令和5年度に創設しました村内の行政区や各種団体が自主的に行う美しい村づくりにつながる活動を顕彰し、表彰する制度「日本で最も美しい村づくり大賞」を今年度も引き続き実施してまいります。また、昨年度、三島町で開催した県内4町村による合同物産展を、今年度も引き続き飯舘村で開催すべく準備を進めてまいります。

また、国際交流につきましては、姉妹校を締結した桃園市立大竹国民中学と大玉中学校の相互交流を深めてまいりますとともに、本村におけるホームステイの受入れにも引き続き取り組んでまいります。

さらに、ペルー共和国マチュピチュ村との交流事業については、友交都市協定締結10周年記念事業として取り組んでいる野内与吉顕彰プレートの制作及び設置について、本年秋にマチュピチュ村を訪問し、除幕式を行うべく準備をしてまいります。

次に、安達地方広域行政組合の重点事務事業について申し上げます。

本年度においても行政改革推進基本計画及び実施計画に基づく改革や組合事務事業の効率的運営を図ることとしております。

衛生関係では、救急医療体制の整備、斎場の適正な維持管理と運営を図るとともに、病院群輪番制の推進、循環型社会への寄与のため情報発信を継続し、住民、事業者、行政が連携した廃棄物の削減を図ることとしております。

消防関係では、消防業務及び地方行政に必要とされる多様な能力向上を目的とし、各種研修に派遣することで、職員の資質向上及び組織力のレベルアップを図ってまいります。

また、ひとり暮らし高齢者世帯等の防火指導を積極的に行い、火災予防思想の推進を図ってまいりますとともに、住民に対する応急手当普及啓発活動を積極的に展開し、さらなる救命率の向上を目指してまいります。

これらの事業を踏まえた予算は、一般会計が前年度比約8.6%増となる36億9,696万6,000円となりました。また、地域振興特別会計では、文化振興支援事業など405万6,000円となったところであります。

以上でございます。

○議長（押山義則） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 次に、総務部税務課関係について申し上げます。

村税の賦課事務については、課税客体を的確に把握し、公平公正な課税に努めてまいります。

また、徴収事務については、引き続き大玉村税等徴収嘱託員を設置し、未納者の実情把握に努めながら、納税意識の醸成と自主納付を促すとともに、他の納税者との公平性の確保の点から、滞納者に対しては厳正な滞納処分を適時・適切に実施し、収納率の向上と自主財源の確保を図ります。

さらに、口座振替による納税の利便性を周知し利用者の拡大を図るとともに、現金納付や遠隔地の納税者に対しては、コンビニでの納付やスマホ決済が利用できることを説明しながら、納期内の適正な納税を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 続きまして、住民福祉部住民生活課関係について申し上げます。

交通対策につきましては、事故を未然に防止するための交通安全施設の整備を推進していくとともに、子どもやお年寄りなど交通弱者の被害をなくすための啓発運動を強化してまいります。また、引き続き高齢者の運転免許証の自主返納を支援し、高齢ドライバーによる交通事故の抑止に努めてまいります。

依然として減少しない高齢者等を対象とした詐欺被害の防止に向けては、老人クラブ連合会等と協力しながら被害防止に努めてまいります。また、個人自らが行う防犯対策としての防犯カメラ等設置補助事業を継続し、さらに防犯協会など地域の防犯団体等と連携を図りながら犯罪防止に努めてまいります。

近年増加傾向にある地震や集中豪雨等の自然災害に備え、災害対策資機材の整備や備蓄品の管理など、日頃から防災態勢対策に努めるとともに、自助・共助の基盤となる自主防災組織の設立推進及び支援に努めてまいります。

消防活動のほか地域防災活動においても重要な役割を果たしている消防団に対しは、老朽化した消防屯所の建て替えなど環境整備や組織力の強化・連携等の支援

に努め、引き続き安全で安心して暮らせる村づくりを目指してまいります。

かねてより要望のありました住民票等のコンビニ交付サービス事業につきましては、関係機関との調整を進め、年度内の導入に向けて準備を進めてまいります。

個人番号カード交付事業につきましては、順調に交付事務が進められており、総交付件数は約7,300件に上り、村民の約83%の方が取得している状況であります。昨年秋に実施された健康保険証の廃止に伴うマイナ保険証への移行については、資格確認書の発行と併せて住民の皆様が安心して活用できるよう、引き続き円滑な事務処理と広報周知に努めてまいります。

戸籍法の一部改正による令和7年5月26日に施行される戸籍への振り仮名の記載については、準備が整い次第、手続に関するお知らせを行ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、福島県と村が一体となって順調に運営が図られております。令和11年度に予定する保険料水準の統一化に向けて、今後、ワーキンググループや市町村国保広域化連携会議等による検討を重ねてまいりますとともに、県と連携調整を密にし、円滑で効率的かつ安定的な国保運営の確立に努めてまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、円滑な事業運営と事務執行に努めるとともに、関係部署と連携し高齢者の保健事業と介護予防事業等を一体的に実施し、きめ細やかな個別支援等により健康課題の解消に引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 続きまして、住民福祉部健康福祉課関係の重点事務事業につきまして申し上げます。

子育て支援においては、第3期大玉村子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもの健やかな成長と豊かな人間性を育む保育・幼児教育、さらには子どもたちの安全を確保する体制をさらに強化するため、子育て世代包括支援センターを中心として妊産期から子育て期にわたる切れ目のない支援、育児不安の軽減や虐待予防に努め、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してまいります。

さらに、改正児童福祉法に基づく子育て支援の新たな拠点としての子ども家庭センターの早期設置に向けて準備を進めてまいります。

保育所、放課後児童クラブにつきましては、委託先であります社会福祉法人大玉村社会福祉協議会と連携を図りながら、安定した運営に努めるとともに、保育を必要とする保護者の支援に努めてまいります。

障がい者福祉においては、「大玉村障がいのある人もない人も共に生きる大玉村づくり条例」を基本として、第3次障がい者基本計画、第7期大玉村障がい福祉計画に基づき、障がいのある方が安心して自立した生活が送れるよう支援体制を構築し、さらに第3期大玉村障がい児福祉計画に基づき、障がいのある児童の発育・発達・教育を支援するため、各種障がい児福祉施策を引き続き進めてまいります。

また、地域における高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等各種福祉分野における

上位計画となる第1期大玉村地域福祉計画に基づき、総括的な地域福祉の向上に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、大玉村第10期高齢者福祉計画、大玉村第9期介護保険事業計画に基づき、関係機関と連携を図りながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を進め、地域の課題解決に取り組んでまいります。

また、関係部署と連携し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施やフレイル予防事業など各種介護予防事業を推進してまいります。

健康長寿の推進につきましては、引き続き村の重点施策と位置づけ、大玉村健康長寿村民会議を中心として、関係機関が連携して事業を推進してまいります。

健康ポイント事業につきましては、ポイント対象事業を随時精査しながら、健康長寿推進につながるインセンティブ事業として、村民が楽しみながら取り組める事業として定着するよう関係機関と連携を図りながら進めてまいります。

また、元気づくりシステムによる健康増進事業につきましては、住民が各集会所などを拠点に、週に2回程度、軽運動や筋力トレーニングなどに取り組み、地域の通いの場としての定着を目指し実施しており、引き続き新たな参加者や地区を増やししながら、健康長寿推進の主要施策として取り組んでまいります。

保健事業の推進につきましては、いきいきおおたま健康プラン21第2次大玉村健康増進計画及び第3次大玉村食育推進計画、第1次大玉村自殺対策計画に基づき、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、さらに食育の推進、誰もが追い込まれることのない社会の実現に向けて、重点事業の健康長寿推進事業と併せて展開を進めてまいります。

また、引き続き、総合けんしんや施設けんしんの推進に取り組んでいくとともに、人間ドック、PETがん検診等の助成対象年齢の拡大を行うなど、がんや病気の早期発見と村民の経済的負担の軽減を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 続きまして、産業建設部産業課関係について申し上げます。

農業関係につきましては、原発事故後における県内産農畜産物が全国平均に比して安価な取引値に固定化している現状から、引き続き風評払拭に努めるとともに、本村の基幹産業である農業の振興を図ってまいります。

将来の農地の適正利用と次世代に引き継いでいくことを目指して策定した地域計画については、計画の実現に向け地域の担い手や農業振興公社をはじめとする関係機関と連携・協力し、多面的機能支払、中山間地域等直接支払制度等とも併せ、農地の集積や受委託など村に適した農地中間管理事業等の活用方法や、新規就農者の受入れ体制等について協議・検討し、将来に向けた農畜産業を守る取組を進めてまいります。

令和7年産主食用米の生産目安面積は、前年から10%程度の増加となる805ヘクタールが提示されました。主食用米の需給バランス安定化のため、非主食用米作付への村補助の継続などの取組を引き続き行ってまいります。

また、村産米のブランド化につきましては、村産米の良食味、高品質を象徴するフ

ラグシップ米の生産と販売に着手いたします。メディアや報道機関へ向けたブランド米の発表、試食会を行うとともに、ふるさと納税を中心とした販路開拓等を進め、村産米の知名度と、農家の生産意欲向上を図る取組としてまいります。

畜産関係につきましては、畜産物の価格が全国平均を下回ったまま固定化している状況や、配合飼料の価格が高止まりをしている現状を鑑み、各種補助制度を継続するとともに、情勢を注視しながら持続経営の支援に努めてまいります。

商工業につきましては、新たに創業する方に対する支援及び空き店舗活用の補助制度を創設するなど、中小及び小規模企業に対する支援の充実を図るとともに、燃料、資材等の高騰の影響を受けている事業者については、状況を注視しながら支援を行ってまいります。

また、将来に向けた村の活力の維持向上を図るため、国道4号周辺における工業団地の整備に向けた調査及び検討と、積極的な企業誘致に取り組めます。

公設民営のあだたらの里直売所、お食事処たまちゃん、アットホームおたまにつきましては、安全・安心な大玉村産農作物の提供と、生産者の所得向上、観光資源としての魅力向上及び住民の保養と健康増進の憩いの場を目指し、必要な経営支援を行うとともに、お客様の声を反映しながら健全な運営となるようおたま村づくり株式会社、直売会等と連携し取り組んでまいります。

ふるさと納税につきましては、寄附者に対する認知度と満足度を高める手法や魅力的な返礼品の開発について検討、実践し、大玉村への新規寄附者の獲得と既存の寄附者に対する満足度向上の両面について取り組み、寄附額の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 次に、産業建設部建設課関係について申し上げます。

道路改良事業につきましては、通学路の安全対策や狭隘区間の解消が求められる主要路線、さらには村の振興・発展に必要な社会基盤としての重要路線を国の交付金及び補助金等を活用しながら計画的に整備してまいります。今年度は宮下・高久線（北新田地内）の歩道設置工事、的場・三合内線（東三合目及び三合目地内）の改良舗装工事、（仮称）大玉西部幹線横断道路（西ノ内地内）の改良舗装工事、新座・仲ノ在家線（新座地内から仲ノ在家地内まで）の用地測量を計画予定しております。

道路維持事業につきましては、暮らしを支える生活道路の維持修繕に力を入れるとともに、交通安全対策についても関係機関のご意見を伺いながら推進を図り、安全な道路環境の形成に努めてまいります。

都市計画関連事業につきましては、（仮称）大玉スマートインターチェンジが令和6年9月6日に国による準備段階調査箇所の採択を受け、その後、国・県、NEXCO東日本、福島県警、村をメンバーとする準備会において計画検討、調整を行ってきており、今年度は（仮称）大玉スマートインターチェンジ地区協議会を立ち上げ、国、日本高速道路保有・債務返済機構、NEXCO東日本に提出する実施計画書を策定し、事業化の採択を目指します。また、高速バスストップの再整備については、令和4年

度より国・県、NEXCO東日本、県バス協会、バス事業会社、二本松市、本宮市、村をメンバーとする勉強会を行っており、今年度は（仮称）大玉バスストップ利用促進協議会を立ち上げ、NEXCO東日本に提出する設置計画書の策定を目指します。さらに、本村では、工業集積拠点、地域振興拠点、スマートインターチェンジ、高速バスストップからなる交流交通拠点の3拠点を大玉ゲートウェイエリアとして一体的に整備することにより、観光振興、企業立地、物流の効率化など最大限のストック効果を見込んでいることから、工業団地等の周辺整備について基本構想の策定を進めます。

住宅関連事業につきましては、空き家の利用促進と定住・移住の促進を図るため、空き家改修等支援事業を継続して実施いたします。また、安全で安心できる住生活環境を構築するため木造住宅耐震診断者派遣事業、木造住宅耐震改修支援事業、ブロック塀等撤去改善支援事業、がけ地近接等危険住宅移転事業を引き続き進めるとともに、今年度は新たに危険空き家の除却について補助制度を創設いたします。

公営住宅及び特定公共賃貸住宅につきましては、村の公営住宅等長寿命化計画に基づき適切な点検、修繕などを行い、適正な維持管理に努めてまいります。

農業農村整備事業につきましては、ため池の防災・減災に向けて羽黒池の堤体改修を実施するための調査、測量設計を行います。

以上でございます。

○議長（押山義則） 環境保全課長。

○環境保全課長（伊藤寿夫） 続きまして、産業建設部環境保全課関係について申し上げます。

二酸化炭素などの温室ガス排出抑制を目的とした再生可能エネルギーの利用推進については、住宅用太陽光発電設備設置及び蓄電池設置に対する補助を継続してまいります。ごみ排出量低減については、生ごみ処理機等購入費補助を継続するとともに、安達広域行政組合と協力して、ごみの分別、資源化の徹底と減量化施策に取り組んでまいります。

また、これらについてイベント等の機会での村民の方々等への情報発信や、各地区のふれあいセミナーやサロンの講座などにおいて周知・広報を行い、2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロにすることを目指すカーボンニュートラルに向けた機運の醸成を進めてまいります。

大規模太陽光発電施設や、土地区画形質の変更や工作物・建築物・屋外広告物の設置等、景観・自然環境に影響を及ぼすおそれのある行為に対しましては、大玉村ふるさと景観保護条例並びに大玉村太陽光発電設備と自然環境保全との調和に関する条例に基づき、事業者はその趣旨や必要性を理解していただくよう努め、景観・自然環境との調和が図れるよう協力を求めてまいります。

生活環境対策につきましては、合併処理浄化槽設置補助事業を継続するとともに、河川水質検査を実施して環境対策に取り組んでまいります。大規模畜産農場における衛生面等の環境改善については、事業者と地元住民の方々との対話の継続と関係機関

との連携・情報共有を図り、指導、助言を通じて改善を求めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、接続加入の推進を図るとともに玉井第2浄化センタースクリーンユニット更新工事等を実施し、大山第1、玉井第2、玉井第3浄化センターの3施設について適切な管理を行い、安定した事業運営に努めてまいります。

水道事業については、安心・安全でおいしい水を安定的に供給するため、施設等の適切な管理運営を継続してまいります。施設整備については、県道本宮・土湯温泉線及び的場・三合内線道路改良に伴う配水管布設替工事を実施するほか、生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、重要給水施設配水管事業第21回工事を実施し耐震化を図り、さらなる安定供給につなげてまいります。また、水道の新たな水源につきましては、地元住民の方々と情報共有・協議を行いながら、新水源の確保に向けた作業を進めてまいります。

以上です。

○議長（押山義則） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（神野藤浩和） 次に、農業委員会関係について申し上げます。

農業委員会法等関係法令に基づき、農業委員・農地利用最適化推進委員の体制により、適切な農地転用許可の指導や助言などのほか、農地利用の集積、担い手の確保や新規就農相談業務に取り組むとともに、農地パトロール等の農地利用状況調査を基にした遊休農地解消対策等の農業・農地に関する幅広い活動を進めてまいります。

また、将来にわたり持続可能な農業経営の実現を図っていくため、地域計画を基本として、令和11年度までに75%の農地集積目標を達成できるよう、農政担当部局や大玉村農業振興公社をはじめとした関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 次に、教育部教育総務課関係について申し上げます。

大玉村教育大綱・大玉村教育ビジョンに基づき、「おおたま学園」幼・小・中一貫的教育による縦のつながりと、コミュニティ・スクールによる学校・家庭・地域の横のつながりを基盤に、地域学校協働活動との一体的な取組を強化しながら、大玉の教育を引き続き推進してまいります。

なお、大玉村教育大綱・大玉村教育ビジョンの前期計画終了の年度となることから、現行計画の評価・検証を実施し、より一層の教育行政の充実・発展に資することを目的に、後期計画の策定を図ってまいります。

おおたま学園につきましては、子どもたちや教職員の積極的な交流、校種を超えた学び合いを大切にしていく幼・小・中一貫的教育の充実を図り、未来を担う子どもたちが知・徳・体のバランスの取れた資質・能力を育む教育を推進してまいります。

特に、幼稚園教育につきましては、生き抜く力の基礎となる資質・能力の育成を図る上で重要な非認知能力を伸ばす教育を推進するため、幼児の主体的な活動を促す教育活動や小学校につながる実効性のあるカリキュラムの充実とともに、積極的な幼小交流を図りながら、一人一人の育ちを大切にした教育を推進してまいります。

個を伸ばし、確かな学力を育む教育活動の充実を図るため、おおたま学園オープンスクールの開催をはじめとした研修機会の確保により、授業の質的改善や指導力の向上により一層努めてまいります。また、タブレット端末等のICT機器を積極的に活用した授業の実践による児童生徒の情報活用能力の育成とデジタル・シティズンシップ教育の充実を図るため、ICT支援員の配置による学習支援や効果的な研修の実施などにより、教員の指導力向上に引き続き努めてまいります。

コミュニティ・スクール推進事業につきましては、「地域と共に歩む学校づくり」を一層推進するため、地域学校協働本部との連携を密にしながら、子どもたちの豊かで確かな学びを支える環境づくりに努めてまいります。特に、保護者・地域住民の協働・参画を促すための情報発信や活動内容の工夫を図ってまいります。

安心して学べる教育環境づくりのために、小中学校へ非常勤講師及びスクール・サポート・スタッフ、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員や部活動指導員を配置し、充実したサポートを継続しながら教員の子どもと向き合う時間の確保を図るとともに、校務や行事の見直し・改善などにより教職員の働き方改革を推進してまいります。

また、小中学校の保護者の経済的負担軽減を図るため、学校給食費の補助を継続実施してまいりましたが、令和7年度より無償化を図ります。

さらに幼稚園の弁当給食につきまして、令和7年10月からの実施をめぐり、保護者の意見を聞きながら具体的に検討を進めてまいります。なお、保護者の費用負担軽減を図るため、費用の半額補助につきましても併せて検討してまいります。

小中学校施設のLED器具照明への改修工事につきまして、大山小学校校舎及び体育館の改修工事をはじめ、玉井小学校校舎及び体育館並びに大玉中学校校舎及び体育館等の設計業務を委託し、計画的な改修工事に努めてまいります。また、大山小学校北側の駐車場につきまして舗装整備工事を実施し、利便性の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 最後に、生涯学習課関係について申し上げます。

令和4年2月に策定いたしました大玉村教育大綱・大玉村教育ビジョンに基づき、引き続き「地域ぐるみの学びのむらづくり」、「地域ぐるみのスポーツのむらづくり」、「ふるさと文化の振興」について推進してまいります。

「地域ぐるみの学びのむらづくり」におきましては、地域住民や各種団体からの幅広い参画を得ながら、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を強化し、地域と学校のより一層の連携・強化の推進と事業内容の周知に取り組んでまいります。

さらに、家庭教育支援事業につきましては、家庭教育支援チームを軸として、親子参加型の事業の推進やお休みスペースを中心に携帯電話での相談対応など、保護者が気軽に相談できる場の提供に努めるとともに、子育て支援の広報紙となる「たまちゃんネル」の発行などを通し、家庭教育支援に取り組んでまいります。また、引き続き、

県が進めております家庭教育応援企業への村内企業の参画についても推進し、家庭や地域だけでなく企業の家庭教育への理解を求め、家庭教育を充実させるための取組に努めていきます。

生涯学習推進事業につきましては、村民のニーズに応じた生きがいをづくりのための学びの場を提供するとともに、サポーターズサークルを中心に村民自らが企画・実施していく取組についても推進してまいります。

「地域ぐるみのスポーツのむらづくり」におきましては、スポーツ推進委員会、スポーツ協会、おおたまスポーツクラブ等など活動を核として、村民がスポーツに親しむ機会づくりと、誰もが生涯にわたってスポーツに親しめるよう、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化を図り、健康長寿の村づくりを推進してまいります。

また、中学校部活動の地域展開につきましても、他市町村の動向を踏まえ、中学校やスポーツ少年団、スポーツクラブやスポーツ協会などの関係団体や関係機関とも連携・協力し、地域展開できる部活動から順次取組を進めてまいります。

「ふるさと文化の振興」につきましては、ふるさとホールを中心とし、「おおたま学」も活用しながら、貴重な歴史文化の資料展示や郷土意識の醸成を図り、学習会の開催などにも取り組んでまいります。さらに、「おおたま遺産」の発掘・調査を強化し、令和6年度では小名倉山の石造大日如来坐像及び石造龍樹菩薩坐像を指定し、さらに未指定の文化財の指定・登録を推進してまいります。

また、村内の貴重な民族芸能や風俗慣習、伝統技術等の継承活動を支援していくとともに、文化のつどいや文化祭の開催により幅広い年齢層の村民が文化・芸術に触れる機会を提供してまいります。

ふるさとホール運営事業につきましても、引き続き村民の教養の向上と文化の振興を図るため、村の歴史や文化に係る企画展を開催するとともに、野内与吉コーナーのさらなる周知にも努めてまいります。

以上、令和7年度村政執行基本方針の説明となります。

○議長（押山義則） ここで、休憩のため暫時休議いたします。

再開は午前11時15分といたします。

（午前11時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午前11時15分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 引き続き、提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） 本定例会における提出議案は、専決処分1件、条例制定案2件、条例廃止案1件、条例改正案22件、補正予算案5件、当初予算案8件、人事案件3件、その他1件、合わせて43件であります。

それでは、議案第1号、令和6年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（1月専決）申し上げます。

専決予算案をお開きください。

今回の補正は、物価高騰対策等経費について、速やかに所要の措置を講じるため、令和7年1月20日付をもって専決処分による補正予算の編成をしたものであります。補正予算書1ページをお開きください。

補正予算第7号は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ5,580万4,000円を追加し、予算の総額を54億425万7,000円とするものであります。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

8ページをお開きください。

款2総務費は、総額3,815万8,000円の補正計上であります。

物価高騰対策費の事項①物価高騰対応低所得世帯給付金に要する経費は、住民税均等割のみ課税世帯を対象とした給付金の給付経費として1,095万6,000円の補正計上であります。

事項②物価高騰対応非課税世帯給付金の上乗せに要する経費は、款3民生費で計上した非課税世帯給付金に、県補助金を活用した上で上乗せ給付を行うための経費として560万円の補正計上であります。

事項③燃料高騰対応中小企業等応援金に要する経費は、中小企業等を支援するための経費として854万円の補正計上であります。

事項④プレミアム付商品券発行事業に要する経費は、同事業を実施するための経費として681万5,000円の補正計上であります。

10ページをお開きください。

事項⑤畜産飼料高騰対策に要する経費は、畜産農家を支援するための経費として624万7,000円の補正計上であります。

中段の款3民生費は、1,938万円の補正計上であります。

社会福祉総務費の事項⑧物価高騰対応非課税世帯給付金に要する経費は、住民税非課税世帯を対象とした給付金給付に要する経費として1,938万円の補正計上であります。

下段の款7商工費の観光費は、財源調整であります。

款14予備費は財源を調整し、173万4,000円の減額計上であります。

続きまして、歳入について申し上げます。

6ページをお開き願います。

款15国庫支出金の総務費国庫補助金は5,412万4,000円、款16県支出金の民生費県補助金は168万円の補正であります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

次に、議案第2号、大玉村企業版ふるさと納税基金条例の制定について申し上げます。

議案書をお開きください。

本案につきましては、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し法人から寄附された寄附金を適正に管理し、事業の経費に充てるため、新たな基金を造成するものであります。

まず、第1条は基金設置の目的を、第2条は積立てについて、第3条は基金の管理について、第4条は運用益金の処理について、第5条は繰替運用について定めるものであります。

第6条の処分については、第1条に定める事業の経費に充てる場合に、特定財源として取り崩すことができると規定とするものであります。

次に、議案第3号、大玉村水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について申し上げます。

本案につきましては、水道整備・監理行政が厚生労働省から国土交通省に移管されたことに伴い、国土交通省が所管する下水道の設計等に係る資格要件の考え方を踏まえ、水道の監督者及び技術管理者の資格要件についての基準が改正されたため条例の全部改正を行うものであります。

次に、議案第4号、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例について申し上げます。

本案につきましては、平成21年に技能労務職員の転任試験を行い一般職へ任用替えし、平成22年度以降任用実績がなく、今後も採用する見込みがないことから、条例を廃止するものであります。

次に、議案第5号、大玉村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、令和6年度の人事院勧告により特定任期付職員業績手当が廃止され、一般職と同様に期末勤勉手当が支給されることとなったことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

また、任期付短時間勤務職員の通勤手当、超過勤務手当及び勤務1時間当たりの給与額の算出方法につきまして、給与条例の読替規定を定めるものであります。

議案第6号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、令和6年度の人事院勧告により寒冷地手当の支給地域が見直され、本村が支給対象外地域となったことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

なお、後ほど同様の議案が提出されますので、そのときは説明を省略させていただきます。

議案第7号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正され、令和7年4月1日に執行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容について申し上げます。

第8条の3につきましては、深夜勤務及び時間外勤務の制限対象となる職員を、3歳未満の子のある職員から小学校就学前の子のある職員へ改めるものであります。

第17条の2並びに第17条の3につきましては、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する介護両立支援制度等に関する意向確認のための面談や、40歳に達した職員に対する制度の周知並びに勤務環境の整備に関する措置について、新たに定めるものであります。

次に、議案第8号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正され、令和7年4月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容について申し上げます。

第2条につきましては、育児休業をすることができない職員に、任期付短時間勤務職員を加えるものであります。

第13条並びに第14条につきましては、育児短時間勤務職員の給与条例並びに任期付職員採用条例の読替規定を定めるものであります。

第19条につきましては、任期付短時間勤務職員の給与条例の読替規定を定めるものであります。

以上につきましては、福島県と同条例に準拠するよう改正するものであります。

第21条第3項につきましては、法改正による条ずれを改めるものであります。

次に、議案第9号、村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

本案につきましては、先ほどご説明申し上げました議案第6号と同様であります。寒冷地手当に関するものです。

議案第10号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、令和6年度の人事院、福島県人事委員会の給与勧告に基づく給与制度の見直し及び刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が令和7年6月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容について申し上げます。

第2条につきましては、令和7年度から寒冷地手当の支給対象地域から外れることに伴う文言の削除であります。

第10条第2項では、配偶者が扶養手当の支給対象から外れることに伴い文言を削除し、同条第3項では、扶養親族たる子の手当月額を現行の1万円から1万3,000円に改め、同条第5項では、扶養手当の支給について規則への委任を定め

ることに伴い、改正前の条例第11条を削除するものであります。

改正後の条例第11条につきましては、改正前の条例第11条を削除したことに伴い条番号の繰上げと文言の整理であります。

第12条につきましては、普通交通機関等を利用する職員の通勤手当の限度額を、一月当たり15万円に引き上げるものであります。

第20条の2条につきましては、近年、災害への対応など他律的な事由により深夜に及ぶ勤務を行う実態が見られ、管理職員に対してその勤務実態に応じた適切な処遇を確保する観点から、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間を拡大し、上限額についても定めるものであります。

第21条の2及び第21条の3につきましては、刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、禁錮を拘禁刑へ改めるものであります。

第23条、第28条につきましては、第2条同様であります。

別記2の給料表は、給与制度の見直しに係る改正であります。

附則第1条では施行期日を定め、第2条及び第3条では給料表の改正に伴う号給の切替えを、第4条から第5条では扶養手当に関する経過措置を、第6条では寒冷地手当に関する経過措置を、第7条では刑法等一部改正法に関する経過措置を定めるものであります。

次に、議案第11号、大玉村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、先ほど説明をしました寒冷地手当に関する議案第6号と同様であります。

議案第12号、英語指導を行う外国青年の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、令和7年1月6日付「令和7年度JETプログラムの運用改善について」（総務省・外務省・文部科学省連名通知）に基づき、JETプログラムの活用による英語指導を行う外国青年の報酬等に関する条例の一部改正を行うものであります。

改正の内容は、昨今の民間の平均給与や地方公務員への給与等の動向を踏まえ報酬額を見直すに当たり、第2条に定める報酬月額の上限額を引き上げるものであります。

次に、議案第13号、大玉村部設置条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、令和7年4月1日付の機構改革により、環境、廃棄物及び原発事故関連事務が産業建設部から住民福祉部へ移管されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第14号、大玉村情報公開等審査会条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、令和7年4月1日付の機構改革により、所管課が変更となることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第15号、大玉村青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例につ

いて、議案第16号、大玉村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、議案第17号、大玉村健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について、議案第18号、大玉村上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、先ほどご説明をいたしました議案第14号、機構改革による所管課の変更など、文言の改正であります。

次に、議案第19号、大玉村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部を改正する法律が令和7年4月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容を申し上げます。

第2条は、法改正による項ずれを改めるものであります。

次に、議案第20号、大玉村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容について申し上げます。

第53条から第55条につきましては、刑法等一部改正法により懲役、禁錮が廃止され拘禁刑が創設されることに伴う文言の改正であり、附則において施行日を同法の施行日に合わせ令和7年6月1日と定めるものであります。

次に、議案第21号、大玉村個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容について申し上げます。

附則第3条第4項につきましては、刑法等一部改正法により懲役、禁錮が廃止され拘禁刑が創設されることに伴う文言の改正であり、附則において施行日を同法の施行日に合わせて令和7年6月1日と定めるものであります。

次に、議案第22号、大玉村行政不服審査会条例の一部を改正する条例について申し上げます。それから、議案第23号、大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、先ほど申し上げました議案第21号と同様の内容であります。

議案第24号、大玉村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、子ども子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の公布に伴い、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正が行われたことにより、本条例の一部改正を行うものであります。

改正内容についてご説明を申し上げます。

条例第2条の用語の定義につきましては、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の定義と整合性を持たせるための改正であります。

条例第3条第3項第4号につきましては、文言の修正及び引用条項の改正を行うものであります。

議案第25号、大玉村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、災害発生の多様化に伴い、出場報酬支給基準の見直しを行うものであります。

改正の内容について申し上げます。

第17条別表第2で規定する、区分及び報酬額について、活動時間に合わせた一部改正を行うものであります。

次に、議案第26号、大玉村水道事業給水条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、厚生労働省から国土交通省へ移管されたことによる条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第27号、アットホームおおたま及びあだたらの里おおたま観光レクリエーション施設における指定管理者の指定について申し上げます。

アットホームおおたま及びあだたらの里おおたま観光レクリエーション施設の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、アットホームおおたま及びあだたらの里おおたま観光レクリエーション施設であり、指定管理者となる団体の名称は、おおたま村づくり株式会社とし、指定の期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までとするものであります。

次に、議案第28号から議案第32号、令和6年度各会計補正予算並びに議案第33号から議案第40号、令和7年度各会計予算について、概要のみご説明申し上げ、詳細につきましては総務部長に説明をさせます。

それでは、補正予算書をお開きいただきたいと思います。

議案第28号、令和6年度大玉村一般会計補正予算について、補正予算書1ページをお開き願います。

第1条では、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ7,168万1,000円を追加し、予算の総額を54億7,593万8,000円とするものであります。

第2条では、4ページに記載のとおり、地方債の補正について定めたものであります。

第3条では、5ページに記載のとおり、年度末にまでに竣工の見込みがない15事業において、繰越明許の取手続を取るものであります。

次に、議案第29号、令和6年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について申

し上げます。

57ページをお開きください。

第1条では、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ594万2,000円を追加し、予算の総額を8億9,107万円とするものであります。

次に、議案第30号、65ページをお開きください。

令和6年度大玉村土地取得特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、歳入における財源調整を行い、予算の総額を変えない編成をしたものであります。

次に、議案第31号、73ページをお開きください。

令和6年度大玉村介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、所要見込みの精査に伴う歳出の調整を行い、予算の総額を変えない編成をしたものであります。

次に、議案第32号、79ページをお開きください。

令和6年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

第1条では、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ849万9,000円を追加し、予算の総額を9,675万円とするものであります。

次に、議案第33号、これは、一般会計の予算書のほうをお開きください。

予算書1ページをお開き願います。

令和7年度大玉村一般会計予算について申し上げます。

第1条に定める予算総額は、前年度に比べ12%の増となる48億4,257万3,000円となったところであります。

第2条債務負担行為は、6ページに記載のとおり、期間、限度額について定めるものであります。

第3条地方債は、7ページに記載のとおり、地方道路等整備事業などに充当するため、地方債の目的、限度額、方法、利率等について定めるものであります。

8ページをお開き願います。

歳入歳出予算の事項別明細書であり、歳入について、款ごとに前年度との比較になっております。

10ページは、歳出について前年度との比較、予算額の財源内訳となっております。

続いて、議案第34号、225ページをお開きください。

令和7年度大玉村国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

第1条に定める予算の総額は、対前年度比3.9%増の8億3,293万円となったところであります。

次に、議案第35号、267ページをお開きください。

令和7年度大玉村玉井財産区特別会計予算について申し上げます。

第1条に定める予算総額は、対前年度比22.9%増となり、533万1,000円となったところであります。

次に、議案第36号、予算書の281ページをお開きください。

令和7年度大玉村土地取得特別会計予算について申し上げます。

この会計は、土地開発基金による公共用地の先行取得と、基金運用益の管理等を行うものであり、本年度予算の総額を30万1,000円と定めるものであります。

次に、議案第37号、293ページをお開き願います。

令和7年度大玉村介護保険特別会計予算について申し上げます。

第1条に定める予算総額は、対前年度比6.5%増の8億8,897万2,000円となったところであります。

次に、議案第38号、347ページをお開きください。

令和7年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

第1条に定める予算の総額は、対前年度比11.5%増の9,534万6,000円となったところであります。

次に、議案第39号、365ページをお開きください。

令和7年度大玉村水道事業会計予算について申し上げます。

第2条は、業務の予定量であります。給水戸数は、対前年度比86戸増の3,139戸、年間総給水量は、対前年度比1.4%減の85万1,712立米、1日平均給水量2,333立米とし、主な建設改良事業は、水道本管布設替工事など1億1,283万円と定め、事業を執行するものであります。

第3条は、収益的収入の予定額を対前年度比3.4%減の1億7,612万6,000円、収益的支出の予定額を対前年度比0.9%増の1億7,012万4,000円と定めるものであります。

収入は、主に料金収入で、営業収益は対前年度比4.2%減の1億4,972万1,000円となります。加入金等の営業外収益は、対前年度比1.3%増の2,640万5,000円であります。

これに対する支出は、各施設等の維持管理に要する経常経費及び人件費等に要する経費で、営業費用は対前年度比0.4%増の1億5,808万1,000円となります。企業債支払利息等に要する営業外費用は1,104万2,000円、特別損失は存目計上、予備費は100万円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予算額を定めるものであります。

収入の総額は1億453万2,000円であり、内訳として、国庫支出金363万円、企業債1億90万円、工事負担金及び他会計繰入金については存目計上でありま

す。366ページをお開き願います。

これに対する支出の総額は1億8,769万2,000円であり、内訳として、国庫補助金を活用した重要給水施設配水管事業第21回工事などの建設費1億1,432万3,000円と企業債償還金6,851万9,000円、予備費として485万円の計上であります。

この資本的収入額が支出額に対して不足する額8,316万円は、前のページをご覧いただきたいと思いますが、第4条本文中の括弧書きで記載しております内部留保

資金等を充当し、補填するものであります。

また、ページをお戻りいただき、第5条は企業債で、起債の目的・借入限度額などを定めるものであります。

第6条は一時借入金について、第7条は経費流用について、第8条は棚卸資産について定めるものであります。

次に、議案第40号、391ページをお開きください。

令和7年度大玉村農業集落排水事業会計予算について申し上げます。

第2条は業務の予定量であります。接続戸数は910戸、年間総排水量は27万5,597立米、1日平均排水量は755立米とし、主な建設改良事業は、玉井第2浄化センタースクリーンユニット更新工事など4,200万1,000円と定め事業を執行するものであります。

第3条は、収益的収入の予定額を対前年度比0.3%増の1億5,717万5,000円、収益的支出の予定額を対前年度比4.7%増の1億3,371万4,000円と定めるものであります。

収入は、処理施設使用料等の営業収益で6,792万9,000円、一般会計からの繰入れとなる他会計繰入金等の営業外収益で8,924万6,000円であります。

これに対する支出は、各施設等の維持管理に要する経常経費及び人件費等に要する経費で営業費用は1億2,413万円、企業債支払利息等に要する営業外費用は858万3,000円、特別損失は存目計上、予備費は100万円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入の総額は対前年度比95.3%増の4,200万4,000円であり、内訳として、第1項国庫支出金から第4項他会計借入金までの存目計上、企業債4,200万円であります。

392ページをお開き願います。

これに対する支出の総額は、対前年度比20.6%増の9,217万7,000円であり、内訳として、玉井第2浄化センタースクリーンユニット更新工事などの建設改良費4,200万1,000円と、企業債償還金5,017万4,000円、他会計借入金償還金と予備費は存目計上であります。

この資本的収入額が支出額に対して不足する額5,017万3,000円は、前のページをご覧くださいと思いますが、第4条の本分中の括弧書きで記載しております内部留保資金等を充当し、補填するものであります。

また、お戻りいただき、第5条は、企業債について起債の目的・借入限度額などを定めるものであります。

第6条は一時借入金について、第7条は経費流用について、第8条は他会計からの繰入れについて、第9条は棚卸資産について、第10条は剰余金の処分について定めるものであります。

続きまして、議案書のほうに移っていただきたいと思いますが、議案第41号、大玉村教育委員会教育長の任命について申し上げます。

本案につきましては、現教育長の渡辺敏弘氏が令和7年3月31日で任期満了となることから、人格、識見ともに最適任者である渡辺氏を引き続き教育長として任命することについて、地方教育行政及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日の3年間となります。

次に、議案第42号、大玉村固定資産評価審査委員会の委員の選任について申し上げます。

本案につきましては、現職であります武田好廣氏が、令和7年6月20日をもって任期満了となりますが、人格、識見ともに最適任者であることから、大玉村固定資産評価審査委員会の委員に再任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、当該委員の任期は、令和7年6月21日から令和10年6月20日までの3年間であります。

次に、議案第43号、区長及び区長代理の委嘱について。

本案につきましては、現職の区長及び区長代理は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの任期で委嘱しており、本村行政事務の円滑な運営にご尽力をいただいております。

このたび、大玉1区区長の辞意表明により、現区長代理の玉井字中道93番地2、伊藤勇氏を新たな区長として委嘱し、玉井字不動滝6番地、渡邊孝氏を新たな区長代理として委嘱するに当たり、大玉村区長等設置条例第2条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は同条例第3条第2項の規定により、前任者の残任期間である令和8年3月31日までとするところであります。

以上のとおり、提案理由の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（押山義則） ここで、昼食のため暫時休議いたします。

再開は午後1時30分といたします。

（午前11時49分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後1時30分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 税務課長、菊地健君より、業務の都合により欠席する旨届出がありましたので、ご報告申し上げます。

引き続き、提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 命により、議案第28号から議案第32号、令和6年度各会計補正予算並びに議案第33号から議案第40号、令和7年度各会計予算

についてご説明申し上げます。

初めに、補正予算になりますので、こちらの印刷のほうですね、白い表紙のほうの補正予算書をご覧ください。

それでは、議案第28号、令和6年度大玉村一般会計補正予算について。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

22ページをお開き願います。

款1議会費の議会の管理、運営に要する経費は、9万6,000円の減額計上であります。

款2総務費は、各事務事業経費の精査に基づき総額3,512万5,000円の補正計上であります。

以下、主な事務事業等について申し上げます。

24ページをお開き願います。

中段の財産管理費の事項②公共用地の取得に要する経費は、玉井字横堀平地内の国有林取得に要した経費について、土地取得特別会計から全額買い戻すための経費1,533万7,000円の補正計上であります。

企画費の事項⑦再エネアグリプロジェクト事業に要する経費は、企業版ふるさと納税基金積立金140万円の補正計上であります。

下段の基金費は、財政調整基金積立金1,000万円、減債基金積立金1,633万3,000円、ふるさと応援基金積立金650万円など、合わせて3,326万1,000円の補正計上であります。

26ページをお開き願います。

下段の国内外交流費の事項②台湾交流事業に要する経費は、対象となる中学2年生の派遣事業の完了により200万8,000円の減額計上であります。

28ページをお開き願います。

下段の衆議院議員総選挙の執行に要する経費は、事務の完了に伴い37万6,000円の減額計上であります。

30ページをお開き願います。

款3民生費は、各事務事業経費の精査に基づき総額766万5,000円の減額計上であります。

主な事業として、事項⑦物価高騰対応重点支援給付金に要する経費は、給付事務の確定に伴い736万8,000円の減額計上であります。

34ページをお開き願います。

上段の児童福祉総務費の事項③少子化対策に要する経費は、29歳以下3世帯分の不足見込額として、結婚新生活支援補助金90万円の補正計上であります。

中段の款4衛生費は、総額2,136万8,000円の減額計上であり、いずれも事務事業の確定や所要見込みの精査等による補正計上であります。

36ページをお開き願います。

款6農林水産業費は、総額2,834万7,000円の補正計上であります。

38ページをお開き願います。

主な事業として、中段の畜産業費の事項②堆肥センターの運営に要する経費は、指定管理業務委託料135万円、農地費の事項①農業農村整備に要する経費は、羽黒池を対象とした防災重点農業用ため池緊急整備事業実施計画策定業務委託料2,520万円を含め、合わせて2,290万5,000円の補正計上であります。

下段の環境改善センター管理費の農村環境改善センターの管理運営に要する経費は、自家用電気工作物改修工事費990万円を含め、合わせて1,063万1,000円の補正計上であります。

40ページをお開き願います。

款7商工費は、総額1,241万4,000円の補正計上であります。

主な事業として、商工振興費の商工業の振興に要する経費は、さくらカード割増付加ポイント事業費の精査に基づき、村商業振興協同組合運営費補助金305万円の補正計上であります。

観光費の事項③アットホームおおたま管理に要する経費は、精査に基づく不足見込額200万円の計上であります。

42ページをお開き願います。

款8土木費は、総額2,720万2,000円の補正計上であります。

下段の都市計画総務費の都市計画の管理に要する経費は、測量範囲等の増量に伴う不足見込額400万円を含め、合わせて407万5,000円の補正計上であります。

44ページをお開き願います。

上段の住宅管理費の事項①公営住宅の管理運営に要する経費では、村営住宅等管理基金積立金2,000万円を計上しております。

款9消防費は、事務事業等の精査に基づき358万7,000円の減額計上であります。

46ページをお開き願います。

款10教育費は、総額924万2,000円の補正計上であり、各項いずれも事務事業の確定や所要見込みの精査等による計上であります。

54ページをお開き願います。

中段の款11災害復旧費は、長井坂地区の対象1か所に係る農地等小規模災害復旧事業補助金45万8,000円の補正計上であります。

款14予備費は、財源を調整し839万1,000円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

10ページをお開き願います。

款1村税は、収納見込額の増加等により、個人村民税で4,481万4,000円、法人村民税で306万1,000円、固定資産税で4,961万6,000円の補正計上であります。

軽自動車税は環境性能割と種別割で111万8,000円、たばこ税で930万円、入湯税で86万7,000円の補正計上であります。

下段の款2 地方譲与税の地方揮発油譲与税は、100万3,000円の減額計上
あります。

12ページをお開き願います。

自動車重量譲与税は141万2,000円の減額、森林環境譲与税は72万
8,000円の補正計上であります。

款11 地方交付税は、追加交付となる普通交付税交付金で7,927万
2,000円の補正計上であります。

款13 分担金及び負担金の民生費負担金は96万1,000円を補正計上し、
14ページ下段にかけての款15 国庫支出金は、各事業に対する収入見込みの精査に
より、総額2,427万5,000円の減額計上であります。

14ページ下段から16ページ下段にかけての款16 県支出金も、各事業に対する
収入見込みの精査により、総額1,725万5,000円の補正計上であります。

18ページをお開き願います。

款17 財産収入は42万8,000円、款18 寄附金は1,430万円の補正計上
であります。

款19 繰入金は、財政調整基金の取崩しを9,000万円減額するほか、ふるさと
応援基金取崩しで165万6,000円、農業振興基金取崩しで79万8,000円、
公共施設整備基金取崩しで1,750万円と、いずれも減額計上であります。

下段から20ページ上段にかけての款21 諸収入は総額129万5,000円の減
額計上であります。

款22 村債は、民生債で250万円、農林水産業債で200万円、土木債で
230万円、消防債で530万円と、いずれも減額計上であります。

以上、大玉村一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第29号になります。

62ページをお開き願います。

議案第29号、令和6年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

款1 総務費の賦課徴収費は、電算処理業務委託料20万円の補正計上であります。

款3 国民健康保険事業費納付金は、いずれも財源調整であります。

款9 予備費は、財源を調整し、574万2,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

60ページをお開き願います。

款1 国民健康保険税は、総額398万4,000円の補正計上であります。

款5 繰入金の一般会計繰入金は、負担割合に基づき総額164万3,000円の補
正計上であります。

款7 諸収入の延滞金は31万5,000円の補正計上であります。

以上、大玉村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

あらかじめ、70ページをお開き願います。

次に、議案第30号、令和6年度大玉村土地取得特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

款2土地取得費は、財源調整であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

68ページをお開き願います。

款1財産収入の不動産売払収入は、取得済みである横堀平地内の旧国有林全面積に係る一般会計への一括売払代金1,533万8,000円を補正計上し、款2繰入金
の土地開発基金繰入金では、同額の1,533万8,000円を減額計上するものであります。

以上、大玉村土地取得特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

続きまして、76ページをあらかじめお開き願います。

議案第31号、令和6年度大玉村介護保険特別会計補正予算について、歳出よりご説明を申し上げます。

款7諸支出金の償還金は、介護給付費等返還金416万7,000円の補正計上
であります。

款8予備費は財源を調整し、416万7,000円の減額計上であります。

以上、大玉村介護保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

次に、84ページをお開き願います。

議案第32号、令和6年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について、

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は800万8,000円、款3保健事業費は、
49万1,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

82ページをお開き願います。

款1後期高齢者医療保険料は、総額800万8,000円の補正計上であります。

款4繰入金の一般会計繰入金は10万3,000円、款6諸収入の後期高齢者受託
事業収入は38万8,000円の補正計上であります。

以上、大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

それでは、補正予算を終わりにして、令和7年度の一般会計からご説明を申し上げます。

緑色の冊子をご覧いただきたいと思っております。

次に、議案第33号、令和7年度大玉村一般会計予算について、

それでは、歳出より款ごとにご説明を申し上げます。

44ページをお開き願います。

款1議会費は、議会の管理・運営に要する経費として、対前年度比0.5%増の
7,191万3,000円の計上であります。

46ページをお開き願います。

款2総務費は、対前年度比19.0%増の7億7,331万円の計上であります。

一般管理費の事項①三役、職員の人件費及び庁内一般管理に要する経費は2億3,597万9,000円の計上であります。

以下、重点事務事業及び新規事業など、主な事業等について申し上げます。

50ページをお開き願います。

中段の文書広報費の事項②情報処理に要する経費は、ガバメントクラウド運用管理補助業務委託料1,694万9,000円や、標準準拠システム移行支援業務委託料2,930万6,000円など、国が進めるデジタル社会形成に要する経費を含め、合わせて1億5,550万6,000円の計上であります。

57ページをお開き願います。

下段から58ページにかけての企画費の事項①企画事務に要する経費は、総合振興計画後期基本計画等策定業務委託料550万円を含め、合わせて1,371万5,000円の計上であります。

58ページ下段の事項③公共交通の運行に要する経費は、路線の再編を進めている通勤通学バスの大山線運行に要する経費を含め、合わせて2,343万8,000円の計上であります。

60ページをお開き願います。

中段の事項⑤定住促進対策に要する経費では、県外からの移住や、子育て世帯の移住を促進するための来て「おおたまむら」住宅取得支援事業補助金1,000万円や、多世代同居・近居住宅取得支援事業補助金400万円など、合わせて1,500万円の計上であります。

64ページをお開き願います。

諸費の事項③合併70周年記念式典に要する経費は、記念式典開催経費と記念イベント開催経費を合わせ、673万2,000円の計上であります。

66ページをお開き願います。

国内外交流費の事項①国内外交流事業に要する経費は、県補助事業を活用したマチュピチュ村との友好都市締結10周年記念事業経費を含め、合わせて1,523万8,000円の計上であります。

事項②台湾交流事業に要する経費は、大竹国民中学の来村受入れに要する経費や、本年度の対象生徒を台湾に派遣するための経費として、合わせて978万6,000円の計上であります。

72ページをお開き願います。

下段の戸籍住民基本台帳費の事項②コンビニ交付事務に要する経費は、住民票や税証明書等のコンビニ交付に係る経費として316万9,000円の計上であります。

74ページをお開き願います。

中段から76ページにかけては、いずれも任期満了に伴う参議院議員通常選挙執行経費826万2,000円と、大玉村長選挙執行経費1,005万6,000円の計上であります。

78ページをお開き願います。

中段の指定統計費の事項⑤国勢調査に要する経費は、本年10月1日を基準日に実施される国勢調査経費として、370万6,000円の計上であります。

80ページをお開き願います。

款3民生費は、対前年度比20.3%増の14億1,976万2,000円の計上であります。

社会福祉総務費の事項①職員人件費等、社会福祉に係る共通経費は4,498万4,000円の計上であります。

以下、主な事業等について申し上げます。

82ページをお開き願います。

上段の事項③社会福祉協議会に要する経費は、総合福祉センターさくらの指定管理業務委託料1,371万8,000円、社会福祉協議会運営補助金2,596万8,000円の計上であります。

事項⑥国保特別会計に要する経費は、保険基盤安定負担金などの国民健康保険特別会計繰出金7,531万円の計上であります。

84ページをお開き願います。

下段から86ページにかけての障がい者福祉費の事項③障害者総合支援法に要する経費は、各給付費を含め2億4,396万6,000円の計上であります。

中段の老人福祉費の事項①職員人件費等、老人福祉に係る共通経費は、介護保険特別会計繰出金1億3,488万円を含め、合わせて1億5,012万6,000円の計上であります。

88ページをお開き願います。

中段の事項③居宅老人等の対策に要する経費は、節18負担金補助及び交付金の高齢者エアコン購入費補助金20万円を含め、合わせて1,489万9,000円の計上であります。

90ページをお開き願います。

中段の事項⑥後期高齢者医療制度に要する経費は、1億96万2,000円の計上であります。

94ページをお開き願います。

中段の児童福祉総務費の事項⑤子ども・子育て支援に要する経費は、保育所の運営主体である村社会福祉協議会に交付する子どものための教育・保育給付費補助金2億円など、合わせて2億1,336万8,000円の計上であります。

98ページをお開き願います。

下段の児童福祉施設費の（仮称）子育て支援センターに要する経費は、国庫補助事業等を活用した同施設の建築工事実施設計業務委託料5,850万円など、合わせて1億3,250万円の計上であります。

100ページをお開き願います。

款4衛生費は、対前年度比3.0%増の3億3,484万5,000円の計上であ

ります。

104ページをお開き願います。

主な事業として、下段の保健衛生総務費の事項⑧健康長寿推進事業に要する経費は、健康長寿の3本柱である「食」「運動」「社会参加」を推進するための経費289万6,000円の計上であります。

108ページをお開き願います。

下段から110ページにかけての予防費の事項⑤子育て世代包括支援センターに要する経費は、妊産期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うための経費として、合わせて1,927万7,000円の計上であります。

112ページをお開き願います。

下段から114ページにかけての環境衛生費の事項⑤再生可能エネルギー利用促進に要する経費は、太陽光発電設備や蓄電池等の設置を対象とした、住宅用再生可能エネルギー設備設置補助金400万円の計上であります。

114ページをお開き願います。

下段の款5労働費は、前年度と同額の20万円の計上であります。

116ページをお開き願います。

款6農林水産業費は、対前年度比0.1%減の4億1,192万円の計上でありま

す。

118ページをお開き願います。

主な事業として、農業振興費の事項①農業振興に要する共通経費では、大玉産米のブランド化PR事業委託料986万2,000円や、新規就農者育成総合対策事業補助金300万円、農業機械等共同利用への購入補助857万円、電動機械等導入補助などの各種支援策を含め、合わせて3,721万2,000円の計上であります。

120ページをお開き願います。

事項③産業振興センターの管理に要する経費は、指定管理業務委託料300万円を含め、合わせて858万1,000円の計上であります。

122ページをお開き願います。

事項⑤農業サポートセンターの管理運営に要する経費では、指定管理業務委託料613万3,000円の計上であります。

事項⑥地域おこし協力隊（農業分野）に要する経費は、1,156万1,000円の計上であります。

126ページをお開き願います。

下段から128ページにかけての畜産業費の事項②堆肥センターの運営に要する経費は、農業振興公社への指定管理業務委託料1,391万5,000円を含め、合わせて1,539万円の計上であります。

130ページをお開き願います。

下段から132ページにかけての林業振興費の事項①林業の振興に要する経費は、広葉樹林再生事業委託料4,062万円のほか、豪雨被害の復旧を行う遠藤ヶ滝遊歩

道整備工事費 1, 324万4, 000円など、合わせて6, 297万3, 000円の計上であります。

134ページをお開き願います。

款7商工費は、対前年度比1.1%増の1億372万4, 000円の計上であります。

136ページをお開き願います。

主な事業として、上段の商工振興費の商工業の振興に要する経費は、工業団地候補地選定等業務委託料440万円や、商工会運営費補助金1, 044万9, 000円など、合わせて3, 240万円の計上であります。

138ページをお開き願います。

下段から140ページにかけての観光費の事項③アットホームおおたま管理に要する経費は、指定管理業務委託料1, 000万円など、合わせて1, 095万3, 000円の計上であります。

140ページ上段のほうにあります款8土木費は、対前年度比15.1%増の2億9, 389万8, 000円の計上であります。

142ページをお開き願います。

主な事業として、道路維持費の道水路維持に要する経費は、道路等維持補修工事費7, 000万円など、合わせて7, 971万円の計上であります。

144ページをお開き願います。

中段の道路新設改良費の道路新設改良に要する経費は、1億2, 023万8, 000円を計上し、(仮称)大玉西部幹線横断道路や的場・三合内線などの道路改良等に取り組むものであります。

150ページをお開き願います。

上段の住宅管理費の事項⑥空き家除却に要する経費は、危険空き家の除却費用の一部補助を実施するための経費として、50万円の計上であります。

款9消防費は、対前年度比7.9%減の2億3, 471万2, 000円の計上であります。

常備消防費の常備消防に要する経費は、安達地方広域行政組合消防費負担金1億924万円の計上であります。

152ページをお開き願います。

中段の消防施設費の消防施設の整備に要する経費は、第4分団1方部の屯所新築に係る建築工事費7, 000万円を含め、合わせて9, 965万8, 000円の計上であります。

154ページをお開き願います。

中段の款10教育費は、対前年度比20.0%増の7億5, 122万6, 000円の計上であります。

156ページをお開き願います。

主な事業として、中段から158ページにかけての事務局費の事項②教委事務局の

管理運営に要する経費は、保護者負担の軽減を目的に学校給食費を無償化するための学校給食費補助金6,590万円を含め、合わせて9,161万6,000円の計上であります。

160ページをお開き願います。

中段の事項⑦特別支援教育支援員配置に要する経費は、小中学校を対象に合わせて8名の支援員を配置するための経費1,800万3,000円の計上であります。

164ページをお開き願います。

中段の事項⑬国際交流に要する経費は、台湾の大竹国民中学との交流事業費93万円の計上であります。

166ページをお開き願います。

学校管理費の事項①小学校の管理運営に要する経費（玉井小学校分）は、照明LED化工事設計業務委託料585万7,000円を含め、合わせて1,934万9,000円の計上であります。

下段から168ページにかけての事項②小学校の管理運営に要する経費（大山小学校分）は、駐車場整備工事費3,000万円を含め、合わせて4,320万9,000円の計上であります。

172ページをお開き願います。

中段から174ページにかけての学校管理費の中学校の管理運営に要する経費（大玉中学校分）は、照明LED化工事設計業務委託料1,115万2,000円を含め、合わせて2,504万4,000円の計上であります。

以下、180ページにかけては玉井・大山両幼稚園における管理運営経費等総額1億9,885万7,000円の計上であります。

182ページをお開き願います。

社会教育総務費の事項①社会教育振興に要する共通経費は、合併70周年記念民俗芸能大会補助金30万円を含め、合わせて294万8,000円の計上であります。

196ページをお開き願います。

下段から198ページにかけての体育施設費の事項②プール・テニスコートの管理に要する経費は、合わせて2,439万9,000円の計上であります。

198ページご覧をいただきますと、中段にあります給食センター費の給食センター共同事業に要する経費は、設備改修負担金652万円を含め、7,342万4,000円の計上であります。

下段から200ページ中段にかけての款11災害復旧費は、総額10万円の存目計上であります。

款12公債費は、元金と利子償還を合わせ、対前年度比0.05%減に当たる3億9,525万1,000円の計上であります。

款13諸支出金は、存目2万円の計上であります。

202ページをお開き願います。

款14予備費は調整財源として、5,169万2,000円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

款1村税は、対前年度比3.8%増の9億7,839万7,000円の計上であります。

個人村民税は4.1%増の3億3,942万8,000円、法人村民税は6.2%減の2,715万3,000円の計上であります。

固定資産税は対前年度比4.8%増の4億7,647万2,000円、軽自動車税は環境性能割と種別割の総額で4.1%増の4,160万7,000円、たばこ税は1.4%増の7,812万6,000円を計上したものであります。

14ページをお開き願います。

入湯税は、課税人員を7万3,523人と見込み1,102万8,000円の計上であります。

款2地方譲与税は、対前年度比4.1%減の6,616万2,000円、款3利子割交付金は21万3,000円、款4配当割交付金は305万3,000円、款5株式等譲渡所得割交付金は100万円の計上であります。

16ページをお開き願います。

款6法人事業税交付金は、1,310万1,000円、款7地方消費税交付金は、一般財源枠と社会保障財源枠における前年度実績等を考慮し1億9,350万5,000円の計上であります。

款8ゴルフ場利用税交付金も前年度実績を考慮し1,391万8,000円、款9環境性能割交付金は、613万5,000円の計上であります。

款10地方特例交付金は、住宅ローン減税等に係る減収補填分で1,599万3,000円の計上であります。

款11地方交付税は、対前年度比5.1%増の16億9,896万5,000円の計上であります。

右ページの普通交付税交付金は、対前年度比5.4%増に当たる16億4,896万5,000円の計上であり、これは、前年度実績等を勘案して積算計上したものであります。

また、特別交付税交付金は5,000万円の計上であります。

款12交通安全対策特別交付金は、対前年度比15.0%減の100万6,000円の計上であります。

18ページをお開き願います。

款13分担金及び負担金は100万円、20ページにかけての款14使用料及び手数料は3,381万9,000円の計上であります。

以下、重点的及び新規など、主な歳入項目について申し上げます。

20ページをお開き願います。

下段の款15国庫支出金は、対前年度比32.8%増の6億2,423万5,000円の計上であります。

22ページをお開き願います。

民生費国庫負担金の児童福祉費負担金は、村社会福祉協議会が運営する「公私連携型保育所」を対象とした国庫負担金を含め、2億6,420万2,000円の計上であります。

24ページをお開き願います。

中段の土木費国庫補助金の都市計画費補助金は、(仮称)子育て支援センター整備経費や大山線の通勤通学バス運行経費等を対象とした都市構造再編集中支援事業費7,028万円の計上であります。

26ページをお開き願います。

款16県支出金は、対前年度比5.9%減の4億2,532万7,000円の計上であります。

民生費県負担金の児童福祉費負担金は、国庫負担金と同様に村社会福祉協議会が運営する「公私連携型保育所」を対象とした県負担金を含め、合わせて4,989万3,000円の計上であります。

下段の総務費県補助金の総務管理費補助金は、来て「おおたまむら」住宅取得支援事業費に充当となる、来てふくしま住宅取得支援事業費200万円と、マチュピチュ村との友好都市締結10周年記念事業費に充当となる地域創生総合支援事業補助金975万円を含め、合わせて1,699万9,000円の計上であります。

30ページをお開き願います。

農林水産業費県補助金の林業費補助金は、広葉樹林再生事業費のほか、遠藤ヶ滝遊歩道整備事業費等に充当となる森林環境交付金事業費1,211万4,000円を含め、合わせて5,442万8,000円の計上であります。

32ページをお開き願います。

下段の款17財産収入は、対前年度比23.2%増の1,506万円の計上であります。

34ページをお開き願います。

下段の款18寄附金は、ふるさと納税寄附金の増収を見込み、対前年度比11.1%増の5,000万1,000円の計上であります。

款19繰入金は、対前年度比32.1%増の3億1,736万円の計上であります。

36ページをお開き願います。

上段の基金繰入金では、財政調整基金取崩しで2億3,000万円、減債基金取崩しで4,900万円、放射能測定装置点検校正費に充当となる復興基金取崩しで19万8,000円、中学生を台湾に派遣する『友好の翼』等に充当となるふるさと応援基金取崩しで1,059万円、大山小学校駐車場整備工事費に充当となる公共施設整備基金取崩しで2,295万円と、それぞれの事務事業に充当するための計上であります。

款20繰越金は、前年度と同額の8,000万円の計上であります。

款21諸収入は、対前年度比122.4%増の7,492万3,000円の計上で

あります。

42ページをお開き願います。

款22村債は、(仮称)子育て支援センター整備経費や消防屯所新築経費、施設照明LED化工事経費等に充当するため、2億2,940万円の計上であります。

なお、下段の農林水産業債と臨時財政対策債は、廃目整理であります。

204ページをお開き願います。

地方債の現在高の見込みに関する調書であります。

205ページ右下の額、31億7,436万6,000円が令和7年度末の現在高見込額であります。

その上の数字、12億7,799万5,000円は、地方交付税に代わって自治体が起債を発行する「臨時財政対策債」の令和7年度末現在高見込額であります。現在高総額の40.3%を占めるものであります。

206ページお開きいただきますと、債務負担行為に関する支出予定額等に関する調書であり、本宮方部学校給食センター設備改修事業4件と、(仮称)子育て支援センター整備事業となっております。

208ページからは給与費の明細について、222ページからは性質別・目的別の歳出予算分類表を掲載しております。

以上、大玉村一般会計予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第34号になります。

240ページをお開き願います。

議案第34号、令和7年度大玉村国民健康保険特別会計予算について。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

款1総務費は、対前年度比3.1%増の2,097万7,000円の計上であります。

主に、事務従事者の人件費や電算処理業務委託料等、一般管理経費の計上であります。

242ページをお開き願います。

下段の款2保険給付費は、対前年度比2.5%増の5億9,708万7,000円の計上であります。

医療費に係る療養給付費は、5億1,387万4,000円の計上であります。

以下、各目ごとに所要の予算計上をしたものであります。

244ページご覧をいただきますと、中段にあります高額療養費に係る計上であります。

また、下段から246ページ下段にかけては、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費、傷病手当金の計上でございます。

248ページをお開き願います。

款3国民健康保険事業費納付金は、対前年度比9.6%増の1億9,616万4,000円の計上であります。

中段にかけては、対象となる医療給付費分や後期高齢者支援金等分、介護納付金分について、福島県から示された算定基準に基づき算出し、福島県に納付するものでございます。

款4財政安定化基金拠出金は、存目計上であります。

下段から250ページ中段にかけての款5保健事業費は、対前年度比6.7%減の1,563万6,000円の計上であり、引き続き、特定健康診査等の事業を実施するための経費や、国保被保険者の人間ドック事業などに要する経費の計上であります。

下段の款6基金積立金は1万円の計上であります。

252ページをお開き願います。

款7公債費は、存目計上であります。

下段から254ページ中段にかけての款8諸支出金は、保険税還付金等105万3,000円の計上であります。

款9予備費は、調整財源として200万円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

232ページをお開き願います。

款1国民健康保険税は、対前年度比14.0%増の1億5,043万6,000円の計上であります。

国保税につきましては、現時点において、県支出金等の動向、歳出における各種納付金等の額が未確定であるため、前年度剰余金等も含め、6月本算定において精査していくこととしております。

款2国庫支出金は、災害臨時特例補助金の存目計上であります。

款3県支出金は、対前年度比2.4%増の6億302万6,000円の計上であり、療養給付費等に充当となる普通交付金で5億9,196万円、傷病手当金や特定健康診査等事業費に充当となる特別交付金で1,106万5,000円の計上であります。

234ページをお開き願います。

款4財産収入は、預金利子で1万円の計上であります。

236ページ上段にかけての款5繰入金金は、対前年度比1.5%減の7,938万7,000円、款6繰越金は存目計上であります。

中段から238ページ上段にかけての款7諸収入は6万8,000円の計上であり、款8村債は、存目計上であります。

256ページからは、給与費明細書であります。

以上、大玉村国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第35号になりますが、276ページをお開き願います。

議案第35号、令和7年度大玉村玉井財産区特別会計予算について。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

款1総務費は、管理会委員、補助員の人件費など一般管理に要する経費として、対前年度比6.3%増の144万1,000円の計上であります。

款2農林水産業費は、対前年度比1.1%減の263万2,000円の計上であり

ます。

引き続き、小高倉山地内や東光地内等における下刈りや枝打ち等の作業に要する経費の計上であります。

278ページをお開き願います。

款3予備費は、調整財源として125万8,000円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

274ページをお開き願います。

款1財産収入は、432万8,000円の計上であり、主に北上台のゴルフ場用地に係る土地貸付料と、(仮称)子育て支援センター整備に係る立木売払代金等を見込んでおります。

款2繰越金は、100万円の計上であります。

款3諸収入は、存目計上であります。

以上、大玉村玉井財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第36号になります。

290ページをお開き願います。

議案第36号、令和7年度大玉村土地取得特別会計予算について。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

款1土地開発基金費は、預金利子を基金に積み立てるもので、25万1,000円の計上であります。

款2土地取得費の公共用地先行取得に要する経費は、存目4万円の計上であります。

款3予備費は、1万円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

288ページをお開き願います。

款1財産収入は、基金利子25万1,000円の計上であります。

款2繰入金は、土地開発基金繰入金5万円の計上であります。

以上、大玉村土地取得特別会計予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第37号になります。

312ページをお開き願います。

議案第37号、令和7年度大玉村介護保険特別会計予算について。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

款1総務費は、対前年度比39.2%増の2,501万5,000円の計上であり、職員給与費や介護認定審査経費等を計上しております。

316ページをお開き願います。

中段からの款2保険給付費は、対前年度比6.2%増の8億1,430万円の計上であります。

介護サービス等諸費では、居宅介護サービス給付費や地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費など、要介護認定者が利用できる各種サービスを計上しております。

318ページをお開き願います。

介護予防サービス等諸費では、要支援認定者が利用できる各種予防サービスを計上しております。

320ページをお開き願います。

中段の高額介護サービス等費では、基準額を超えた自己負担額に対する給付費の計上であり、322ページ上段の高額医療合算介護サービス等費は、高額医療と高額介護の合算制度による納付費の計上であります。

中段からの特定入所者介護サービス等費は、低所得者の施設入所に係る食費や居住費の給付であります。

324ページをお開き願います。

中段の款3財政安定化基金拠出金は、存目計上であります。

款4地域支援事業費は、対前年度比0.1%減の4,859万3,000円の計上であります。

要支援者等に対する訪問介護や通所介護サービス提供に要する経費や、高齢者の介護予防を推進するための経費の計上であります。

328ページをお開き願います。

款5基金積立金は、利子積立金1万円の計上であり、款6公債費は存目計上であります。

下段から330ページ中段にかけての款7諸支出金は保険料の還付金等5万2,000円、款8予備費は調整財源として100万円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

300ページをお開き願います。

款1介護保険料は、第1号被保険者介護保険料で、対前年度比7.6%増の1億9,846万9,000円の計上であります。

款2使用料及び手数料は、存目計上であります。

款3国庫支出金は、対前年度比5.5%増の1億9,823万4,000円の計上であり、介護給付費負担金で1億4,136万1,000円、下段の財政調整交付金で4,071万6,000円を計上しております。

304ページをお開き願います。

款4支払基金交付金は、対前年度比6.0%増の2億2,497万5,000円の計上であり、第2号被保険者に係る保険料で、保険給付費等の27%相当が交付されます。

下段から306ページにかけての款5県支出金は、対前年度比6.0%増の1億3,136万5,000円の計上であり、国庫支出金と同様に、基準額に対して一定割合で交付されるものであります。

306ページ、下段の款6財産収入は、基金利子収入1万円の計上であります。

308ページをお開き願います。

款7繰入金は、対前年度比7.8%増の1億3,588万1,000円の計上であ

り、上段の介護給付費繰入金は1億178万9,000円の計上であります。

310ページをお開き願います。

款8繰越金及び、款9諸収入は、それぞれ存目計上であります。

332ページからは、給与費の明細書であります。

以上、大玉村介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第38号になります。

358ページをお開き願います。

議案第38号、令和7年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算について。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

款1総務費は、対前年度比5.4%増の178万円を計上し、一般管理や保険料徴収事務を行うものであります。

下段の款2後期高齢者医療広域連合納付金は、対前年度比11.3%増の8,760万1,000円の計上であります。

360ページをお開き願います。

款3保健事業費は、対前年度比23.0%増の573万3,000円の計上であり、広域連合から受託して高齢者健診事業を実施するものであります。

款4諸支出金は、23万1,000円の計上であります。

362ページをお開き願います。

款5予備費は、存目計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

354ページをお開き願います。

款1後期高齢者医療保険料は、対前年度比14.5%増の6,730万1,000円の計上であります。

款2使用料及び手数料と款3寄附金は、いずれも存目計上であります。

款4繰入金は、事務費や健診事業への一般会計繰入金と、保険基盤安定繰入金で、対前年度比5.0%増の2,472万4,000円の計上であります。

款5繰越金は、存目計上であります。

下段から356ページにかけての款6諸収入は、対前年度比5.9%増の331万8,000円の計上であり、主に健診事業に係る受託収入や保険料還付金等を見込んでおります。

以上、大玉村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第39号になります。

367ページをお開き願います。

議案第39号、令和7年度大玉村水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

367ページにつきましては、予算を款項目別にした実施計画であります。

368ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の実施計画書であります。

右のページになります。

369ページをご覧いただきたいと思います。

水道事業会計の予定キャッシュ・フロー計算書であり、下段には、現金・預金の残高等を明示しております。

372ページから376ページまでは、職員の給与費明細書を掲載しております。

377ページをお開き願います。

令和6年度決算見込みによる損益計算書であります。

年度中の収益及び支出を消費税抜きで仮決算したもので、下段から3段目の当年度純利益は1,255万3,073円を見込んでおります。

378ページをお開き願います。

令和6年度の予定貸借対照表であり、下段の年度末資産合計は21億5,588万9,060円であります。

380ページをお開き願います。

保有する資産、負債の内容を示した令和7年度の予定貸借対照表であり、下段の令和7年度末資産合計は21億6,700万4,238円であります。

382ページからは、参考資料として付した令和7年度の水道事業会計予算明細書であります。

以上、大玉村水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第40号になります。

393ページをお開き願います。

議案第40号、令和7年度大玉村農業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出の予算を款項目別にした実施計画書であります。

394ページをお開き願います。

こちらは資本的収入及び支出の実施計画書であります。

右のページ、395ページご覧をいただきますと、農業集落排水事業会計の予定キャッシュ・フロー計算書であり、下段には、現金・預金の残高等を明示しております。

397ページから402ページまでは、職員の給与費明細書を掲載しております。

403ページをお開き願います。

令和6年度決算見込みによる損益計算書であります。

年度中の収益及び支出を消費税抜きで仮決算したもので、下段から3段目の当年度純利益は3,534万207円を見込んでおります。

404ページをお開き願います。

令和6年度の予定貸借対照表であり、下段の年度末資産合計は15億396万8,336円であります。

406ページをお開き願います。

保有する資産、負債の内容を示した令和7年度の予定貸借対照表であり、下段の年度末資産合計は14億3,924万8,830円であります。

408ページからは、参考資料として付した令和7年度の農業集落排水事業会計予

算明細書であります。

以上、大玉村農業集落排水事業会計予算についてご説明申し上げます。

以上のとおり、令和7年度各会計に係る予算について、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（押山義則） 以上で、施政方針並びに提案理由の説明が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第7、請願・陳情について、常任委員会付託を行います。

12月定例会以降、本日までに受理した請願・陳情は、お手元にお配りした写しのとおり、請願第1号、請願第2号及び陳情第1号の3件であります。

お諮りいたします。

議長から所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

議長から所管の常任委員会に付託をいたします。

配付しております付託表のとおり、請願第1号及び陳情第1号を産業厚生常任委員会に、請願第2号を総務文教常任委員会に付託をいたします。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時36分）